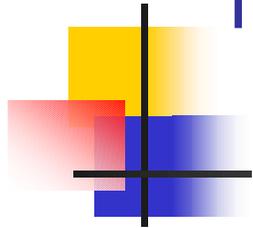
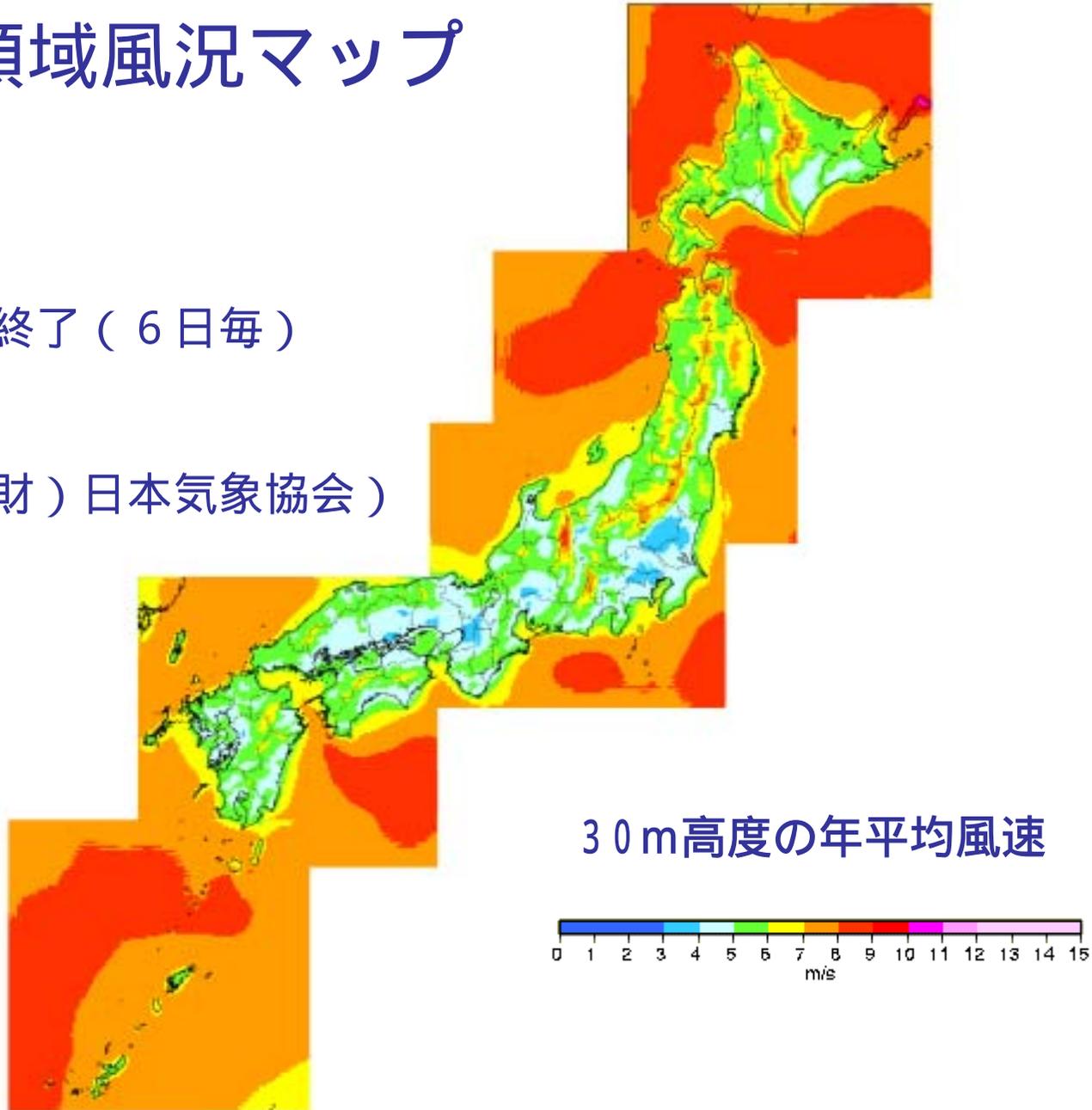
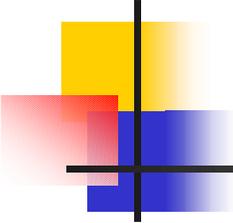


1次領域風況マップ



全国5領域計算終了(6日毎)
5kmメッシュ
2000年版
(資料提供:(財)日本気象協会)





自然公園とは

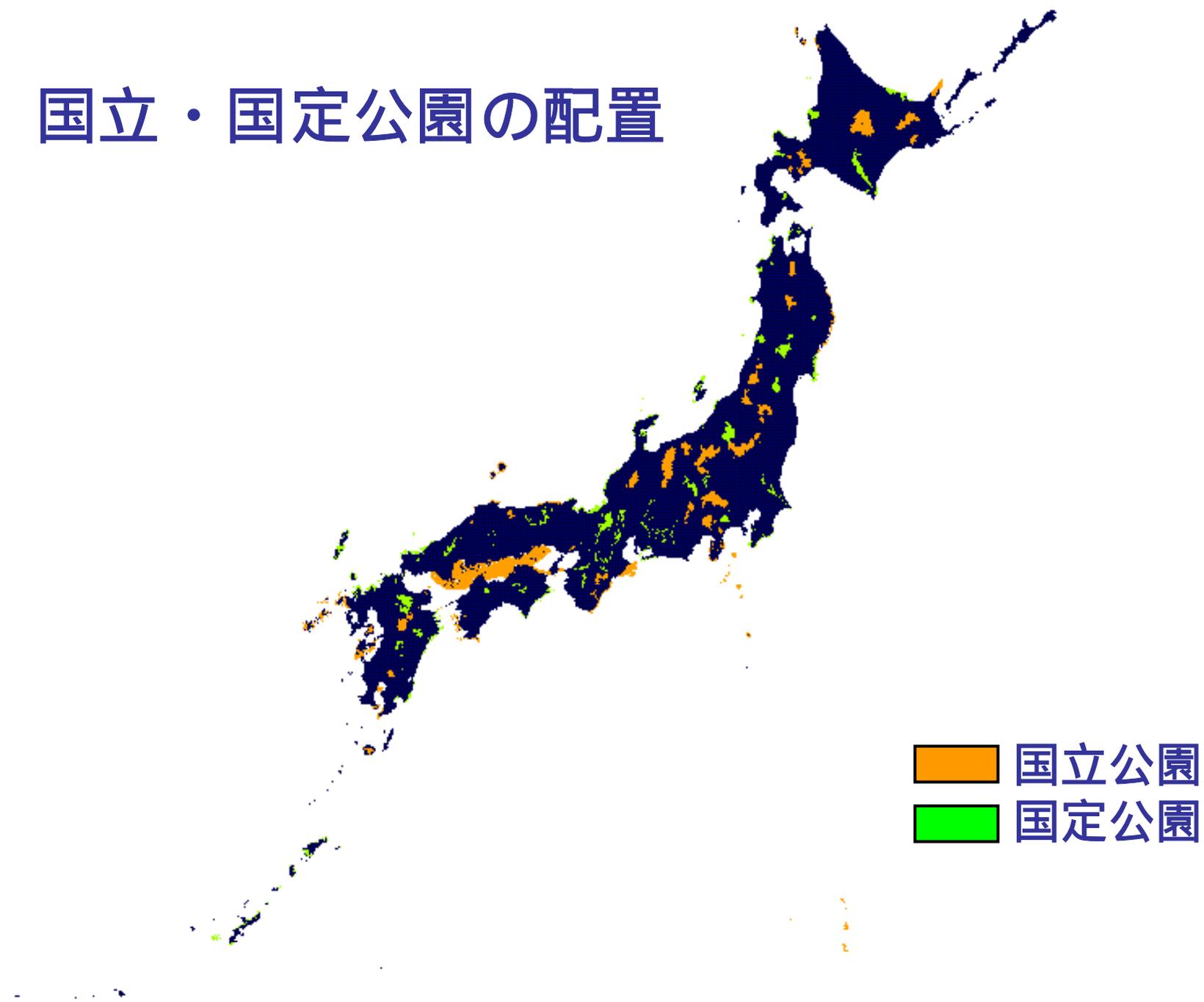
自然公園法の目的：

優れた**自然の風景地を保護**するとともに、その**利用の増進**を図り、もって国民の保健休養及び教化に資するもの

	国立公園	国定公園	都道府県立 自然公園
根拠法令	自然公園法	自然公園法	都道府県条例
要件	わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地	国立公園に準ずる優れた自然の風景地	優れた自然の風景地
指定	環境大臣	環境大臣	都道府県知事
管理主体	環境大臣	都道府県知事	都道府県知事
箇所数	28箇所	55箇所	308箇所
面積	2,058,095ha	1,343,864ha	1,963,830ha
国土面積に占める割合	5.5%	3.6%	5.2%

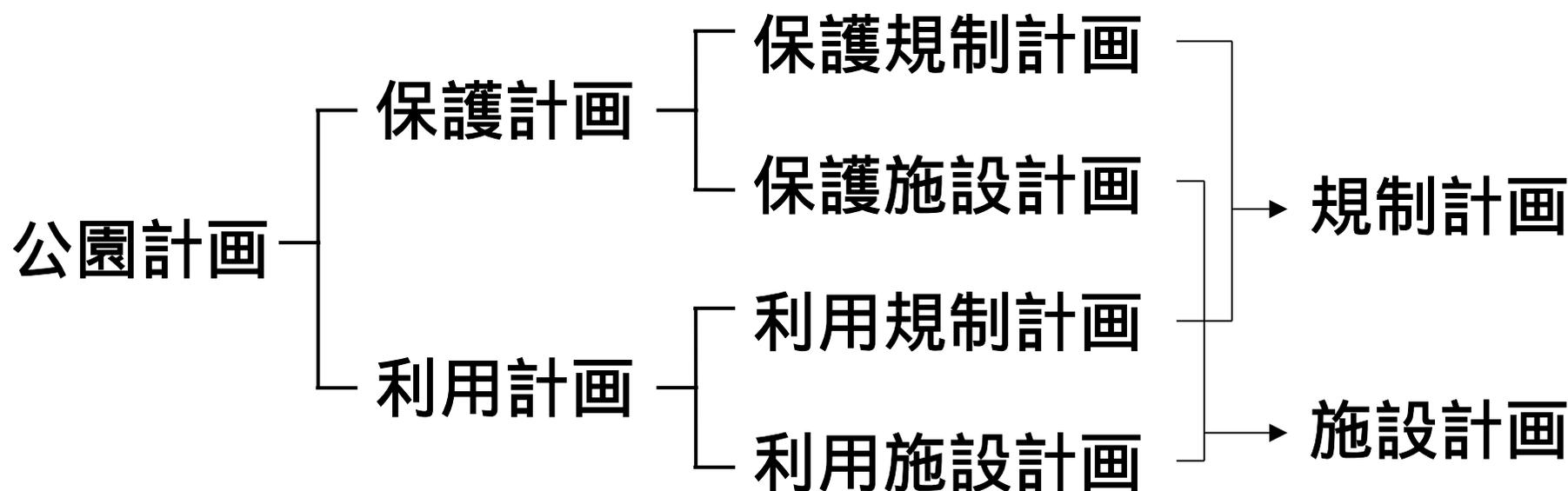
(箇所数・面積は平成15年3月末時点)

国立・国定公園の配置



公園計画の体系

■ 自然公園では、公園ごとに自然風景の保護と適正な利用の促進を図るための公園計画を定め、行為の規制や、利用のための施設整備などを実施。



規制計画

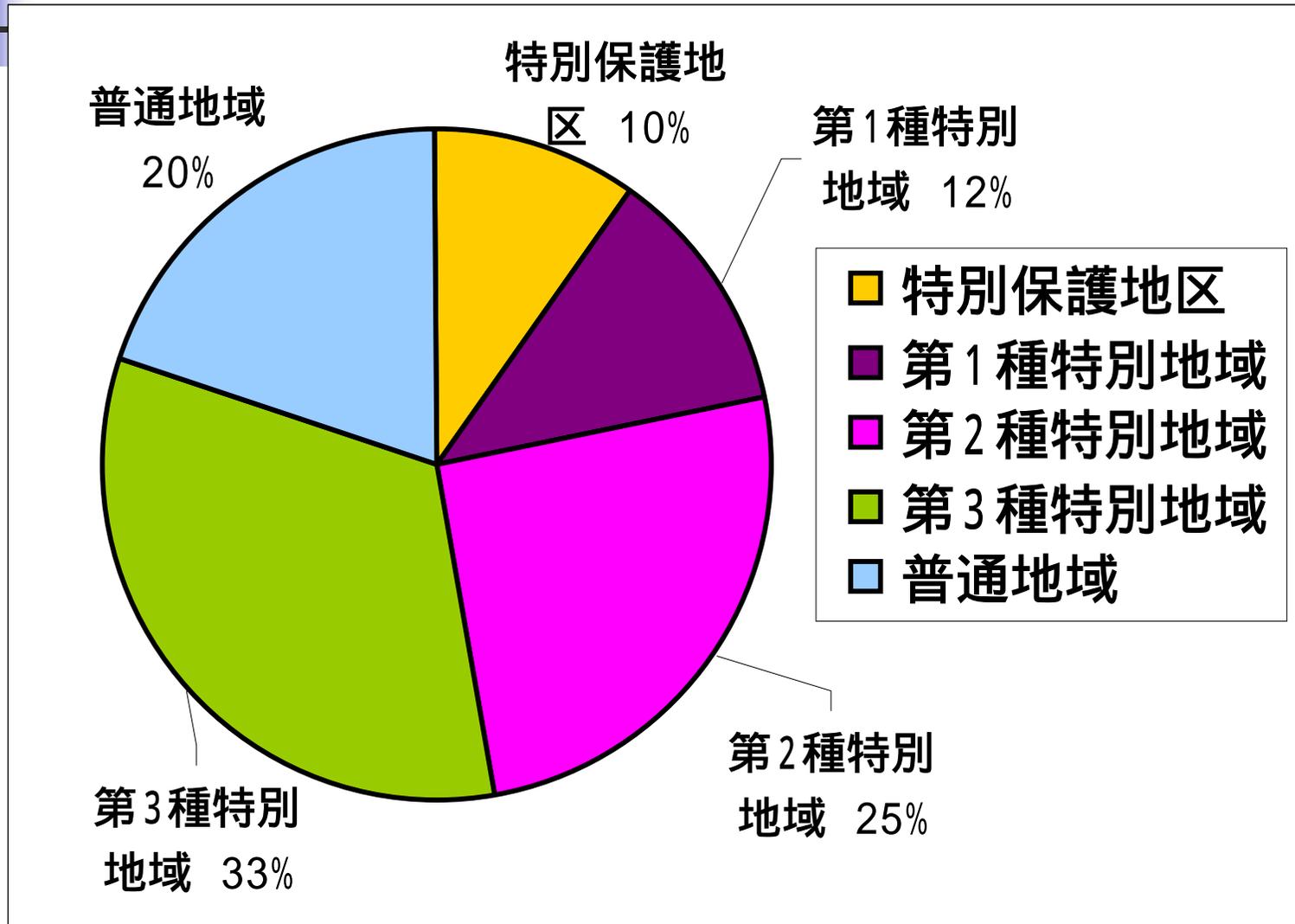
保護規制計画

特別地域	特別保護地区	原生状態を保持	行為の実施は許可制
	第1種特別地域	現在の景観を極力維持	
	第2種特別地域	農林漁業活動について努めて調整	
	第3種特別地域	通常の農林漁業活動は容認	
海中公園地区		海中の景観を維持	届出制
普通地域		風景の維持を図る	

利用規制計画

利用調整地区

国立・国定公園地種区分別面積



施設計画

利用のための施設

宿舎
園地
野営場
道路
スキー場
博物展示施設 ...

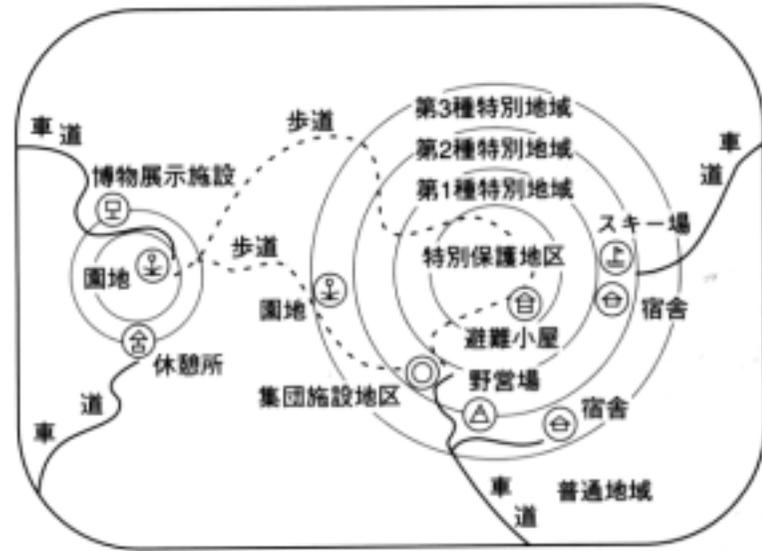


保護のための施設

植生復元施設
砂防施設
防火施設
自然再生施設...



公園計画の例



●公園計画模式図

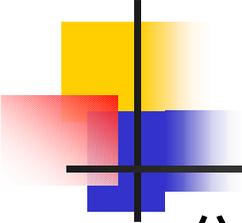


国立・国定公園における行為規制の内容

<p>特別地域 (第1種 ～第3種)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の新築等 ・ 木竹の伐採 ・ 土石の採取等 ・ 河川湖沼の水位の増減等 ・ 指定湖沼への排水等 ・ 広告物の掲出等 ・ 土石・廃棄物等の集積等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水面の埋立・干拓 ・ 土地の開墾・形状変更 ・ 指定植物の採取等 ・ 指定動物の捕獲等 ・ 屋根等の色彩変更 ・ 指定地域への立入 ・ 指定地域内の車馬の乗入れ
<p>特別保護 地区</p>	<p>上記に加えて、総ての植物・動物の捕獲や採取等、木竹の植栽、たき火等</p>	
<p>海中公園 地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の新築等 ・ 土石の採取等 ・ 広告物の掲出等 ・ 物の係留 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定動植物の採取等 ・ 海面の埋立・干拓 ・ 海底の形状変更 ・ 汚水等の排出
<p>普通地域 (事前届出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以上の工作物の新築等 ・ 土石の採取等 ・ 土地の形状変更等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の掲出等 ・ 水面の埋立・干拓

特別地域内の行為に関する許可の基準の事例（概要）

地種区分	木竹の伐採	一般の建築物	その他の工作物
特別保護地区	不可 (公益性等が認められる場合を除く)	不可 (学術研究など公益上必要(公益性)、かつ、その場所でなければ目的が達成できない(必然性)場合を除く)	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)
第1種特別地域	単木択伐法 現在蓄積の10%以下 標準伐期齢より10年以上等		
第2種特別地域	標準伐期齢以上 択伐の場合は現在蓄積の30%以下 皆伐の場合は1伐区の面積が2ha以内等	主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない 屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない	主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない 色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない
第3種特別地域	風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし	土地勾配:30%以下 公園事業道路等の路肩から20m、それ以外の道路から5m以上離れている 敷地境界線から5m以上離れている 高さ13m以下 建築面積:2000m ² 以下等	公園事業道路等の路肩から20m以上離れているか、又は公益上必要であること、農林漁業上必要、建築物の敷地内等に該当
海中公園地区		不可 (公益性・必然性が認められる場合を除く)	不可 (公益性・必然性が認められる場合を除く)



公園事業施設の取扱い

公園の利用・保護のために必要な施設として公園計画に位置付けられた事業施設については、通常の許可基準を適用せず、公園の保護と利用に支障を及ぼさない範囲で、施設の機能発揮という観点から審査。

公園事業施設の認可の基準

公園計画等に適合している
公園の利用上の効果が認められる
安全性が確保されている
管理・経営方法が適切
公園の利用・保護に支障を及ぼさない 等

普通地域における各種行為の届出

普通地域内においては、特定の開発行為について事前の届出が必要。

風景の保護上必要な場合には、禁止等を命ずることができる。

工作物にかかる届出の基準の概要

陸上普通地域

鉄塔：高さ30m以上

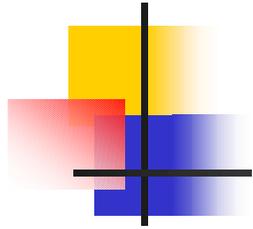
別荘地の用に供する道路 幅員2m以上

建築物：高さ13m以上又は延べ面積1000m²以上

ダム：高さ20m以上 等

海面普通地域

工作物：海面上の高さ5m又は水平投影面積100m²以上 等



国立・国定公園内における 風力発電施設の事例

(平成15年2月、環境省調査)

	箇所・地区数		基数	総出力(kW)	最高部
国立公園内	8公園	13地区	39	558.85	
(うち、売電目的)	1公園	1地区	1	500	高さ64m
国定公園内	13公園	14地区	54	22,141	
(うち、売電目的)	1公園	1地区	19	14,250	高さ75m

事例紹介（１）

仙丈避難小屋
(南アルプス国立公園 特別保護地区)
事業主体:長野県長谷村
出力:400W×16基、高さ3.8m



事例紹介（2）

八丈島風力発電所
(富士箱根伊豆国立公園普通地域内)
事業主体:東京電力
出力:700kW×1基、高さ75m



事例紹介（3）

青山高原ウインドファーム

（一部、室生赤目青山国定公園第3種特別地域内）

事業主体：（株）青山高原ウインドファーム

出力：700kW×20基、高さ75m



国立・国定公園外における設置事例（１）

一 苫前ウィンピラ発電所

事業主体：(株)ドリームアップ苫前

出力：1,650kW×14基、1,500kW×5基、高さ93m



事例（ 2 ）

幌延風力発電

事業主体：(株)幌延風力発電

出力：750kW×28基、高さ99m



国立・国定公園内における風力 発電施設に関する問題点

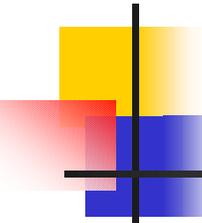
風況の良い場所に立地
事業化に伴う大規模化
の進展
新たなタイプの工作物

景観・野生生物等への
著しい影響が懸念され、
慎重な審査が必要

新エネルギーの推進
支援制度等を背景とした
事業化の進展

自然公園内における設置要望
の増加（構造改革特区の提案）

審査に係る考え方・検討手順等の明確化の必要性



自治体等における環境配慮の動き

福島県

福島県環境影響評価条例において、一定規模以上の風力発電施設の環境影響評価を義務付け。

稚内市

風力発電施設の建設に係るガイドラインを作成し、市内における建設についての考え方、一般的配慮事項を提示。

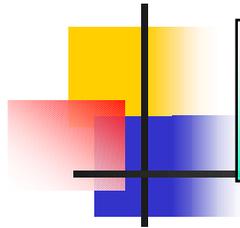
国立・国定公園内における 大規模工作物の事例

橋梁

来島海峡大橋

出典：本州四国連絡橋 / 西瀬戸
自動車道建設誌（発行：本州四国
連絡橋公団）

写真(略)

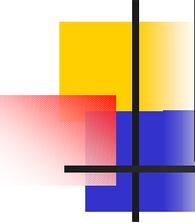


ダム

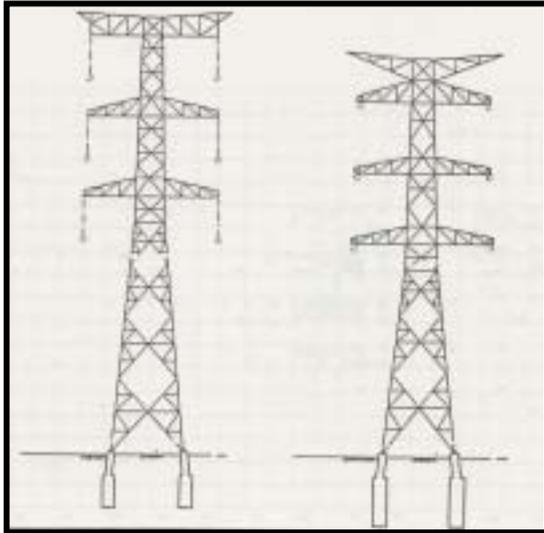
高瀬ダム

黒部ダム

写真(略)



送電鉄塔



他の電源開発との調整事例

水力発電・
火力発電・
原子力発電

公益性・立地の必然性が高い場合に設置を許可した事例あり
(例：黒四・高瀬川(水力)、若狭(原子力)等)

参考：

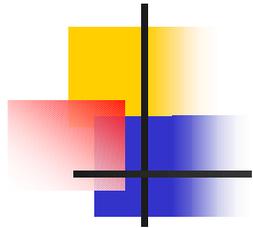
戦後の電力不足を解消するため、[電源開発促進法](#)に基づき水力発電等の設置を促進。立地検討(基本計画)段階で各省協議。

地熱発電

公益性・立地の必然性が高い場合に設置を許可した事例あり
(例：松川、八丁原、鬼首、葛根田等)

参考：

昭和47年に通商産業省(当時)と当面の立地計画を調整。

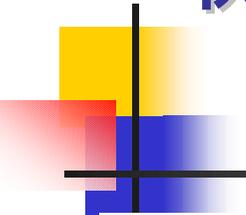


本検討会におけるアウトプットの イメージ

国立・国定公園内における風力発電施設の設置 のあり方に関する基本的考え方とりまとめ

(項目案)

- (1) 国立・国定公園内における自然環境保全の理念
- (2) 風力発電の有する特性及び環境保全上の意義
(風況に左右される立地上の特性、地球温暖化対策、クリーンエネルギー、
ライフサイクルアセスメント等)
- (3) 風力発電施設の自然環境影響と対策
(景観、野生生物への影響 等)
- (4) 国立・国定公園内における風力発電施設設置に係る取扱い方針



取扱方針にかかる検討のポイント例 (案)

立地計画論

(国立・国定公園内における立地の必然性 等)

施設規模 (高さ・基数等) に応じた類型化

自然景観に対する影響評価 (公園利用者からの見え方 等)

生態系・野生生物に対する影響評価

環境への影響評価の実施に係る手法、手続き

技術・デザイン論

公益性

その他の配慮事項 ...等